

低入札価格調査制度の改正について

1 改正の概要

当企業団では、工事等の一般競争入札を行う場合には、原則として低入札価格調査制度を適用しております。今回、低入札価格調査価格等の基準を見直しました。

2 改正の内容

(1) 調査基準価格

(改正前)

【範囲】

予定価格の 75%～92%

【算定方法】

予定価格の積算内訳額から算出した以下の額

- (1) 直接工事費の額の 97%
- (2) 共通仮設費の額の 90%
- (3) 現場管理費の額の 90%
- (4) 一般管理費等の額の 55%

最低入札者の入札価格が、上記の合計額に満たない場合は、調査対象となります。

(改正後)

【範囲】

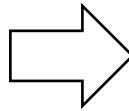
予定価格の 75%～92%

【算定方法】

予定価格の積算内訳額から算出した以下の額

- (1) 直接工事費の額の 97%
- (2) 共通仮設費の額の 90%
- (3) 現場管理費の額の 90%
- (4) 一般管理費等の額の 68%

最低入札者の入札価格が、上記の合計額に満たない場合は、調査対象となります。



(2) 失格判断基準価格

(改正なし)

【算定方法】

予定価格の積算内訳額から算出した以下の額

- (1) 直接工事費の額の 97%
- (2) 共通仮設費の額の 90%
- (3) 現場管理費の額の 90%
- (4) 一般管理費等の額の 30%

最低入札者の入札価格が上記の合計額（ただし合計額が予定価格の 87%を超える場合は、予定価格の 87%）に満たない場合は、失格となります。

(3) 低入札価格調査基準価格等における端数処理

(改正前)

【範囲】

(1) 工事の低入札価格調査基準価格

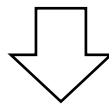
調査基準価格で定める(1)から(4)の合計額については、1円未満切捨てとする。

※(1)、(2)、(3)、(4)それぞれの端数処理は行わない。

(2) 低入札価格調査制度における失格基準価格

失格基準価格で定める(1)から(4)の合計額については1円未満切捨てとする。

※(1)、(2)、(3)、(4)それぞれの端数処理は行わない。



(改正後)

【範囲】

(1) 工事の低入札価格調査基準価格

調査基準価格で定める(1)から(4)の合計額については、次の①又は②により端数処理を行う。※(1)、(2)、(3)、(4)それぞれの端数処理は行わない。

① 工事価格が1000万円以上の場合は10万円未満切上げ

② 工事価格が1000万円未満の場合は1万円未満切上げ

また、調査基準価格で定める範囲については、上限が1円未満切捨て、下限が1円未満切上げとする。

(2) 低入札価格調査制度における失格基準価格

失格基準価格で定める(1)から(4)の合計額については1円未満切捨てとする。

※(1)、(2)、(3)、(4)それぞれの端数処理は行わない。

上限(予定価格の100分の87)については、1円未満切捨てとする。

3 改正後の制度が対象となる入札

令和7年4月1日以降に告示を行う一般競争入札

(このほか、企業長が特に必要であると認めた工事も対象となります。)

※ 対象工事となった場合は、告示文等に対象である旨を記載します。